

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小川克己

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 令和4年度財政援助団体等監査
- 2 監査の対象年度 令和3年度
- 3 監査の対象
 - (1) 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
 - (2) 健康福祉部地域福祉課及びまちづくり推進部都市整備課の財政的援助等に係る事務の執行について
- 4 監査の着眼点
 - (1) 財政援助団体
亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
 - (2) 公の施設の指定管理者
亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容
令和3年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所 監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
公益財団法人亀岡市 都市緑花協会	令和4年12月14日から	令和5年2月20日
社会福祉法人亀岡市 社会福祉協議会	令和5年3月24日まで	令和5年2月22日

第2 監査の結果

1 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、亀岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 共同募金事業への協力
- ボランティア活動の振興
- 老人居宅介護等事業の経営
- 老人デイサービス事業の経営
- 老人介護支援センターの経営
- 生活福祉資金貸付事業

- 福祉金庫資金貸付事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 障害福祉サービス事業の経営
- 移動支援事業の経営
- 福祉総合相談事業
- 地域子育て支援拠点事業の経営
- 子育て援助活動支援事業
- 児童の福祉の増進について相談に応じる
- 生活支援体制整備事業
- 介護予防支援事業
- ふれあいプラザ管理・経営事業
- 地域包括支援センターの経営

イ 組織（令和4年3月31日現在）

○役員	理事	11人
	（うち会長1人、副会長2人、常務理事0人）	
	監事	3人
	顧問	2人
	評議員	22人
○事務局	事務局長	1人
	課長（うち1人兼務）	4人
	係長（うち1人兼務）	3人
	センター長（うち1人兼務）	5人
	主任（うち1人看護師）	4人
	主任（市から派遣 保健師）	1人
	主事	12人
	嘱託職員	9人
	非常勤職員	31人
	臨時職員（うち3人看護師）	25人
○会員	正会員	13,382人
	賛助会員	51人
	施設会員	14団体
	その他	537人

（2）補助金の概要

令和3年度に亀岡市から社会福祉協議会へ交付された補助金

総額は42,100,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
社会福祉法人亀岡市 社会福祉協議会活動 補助金	42,000,000	社会福祉協議会の職員に係る 人件費補助
災害ボランティア センター事業補助金	100,000	災害ボランティアセンターの 運営に要する経費に対する 補助
計	42,100,000	

(3) 指定管理料の概要

令和3年度に亀岡市から社会福祉協議会へ支払われた、ふれあいプラザに係る指定管理料は12,620,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（消耗品費、水道光熱費、修繕費、業務委託費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 社会福祉協議会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 社会福祉協議会活動補助金の実績報告において、市に提出した実績報告書と異なる報告書が保管されていた。

適正に書類を管理されたい。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が

見受けられた。

(ア) 社会福祉協議会活動補助金（人件費補助金）において、根拠規定で定める交付対象者と実際の交付対象者が一部異なっていた。

規定を見直し適正な事務処理を行われたい。

2 公益財団法人亀岡市都市緑花協会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市都市緑花協会（以下「緑花協会」という。）は、亀岡市の緑地の保全及び緑化の推進に係る事業を行うことにより、亀岡市における都市緑化を推進し、「花」と「緑」にふれあう場や、身近な暮らしの中の「花」と「緑」を創出し、身近に感じ親しめるよう心豊かな生活環境を支えるとともに、緑化啓発活動の発信と交流を図り、もって、亀岡市の『緑ゆたかな潤いと安らぎのある街づくり』の発展に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○街路、都市公園、公共施設等の緑花木及び施設の維持管理
事業

○都市緑化・緑地保全を推進するための緑化推進普及啓発事業

○都市緑花基金の造成事業

○収益事業

（外部機関からの街路樹等管理業務受託、緑化資材の販売等）

イ 組織（令和4年3月31日現在）

○評議員 9人

○役員 理事 12人

（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人）

※常務理事は事務局長、総務課長及び管理課長を
兼務

監事 2人

顧問 3人

○事務局 事務局長 1人（兼務）

総務課長 1人（兼務）

管理課長 1人（兼務）

事務局長補佐兼管理係長 1人

事務職員	2人
技術職員	2人
嘱託職員	2人
臨時職員	7人

(2) 補助金の概要

令和3年度に亀岡市から緑花協会へ交付された補助金総額は25,398,487円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市都市緑花協会補助金	25,398,487	緑花協会の職員に係る人件費及び事務所維持管理経費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

令和3年度に亀岡市から緑花協会へ支払われた亀岡市都市公園33箇所に係る指定管理料は、29,708,000円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、事務費（通信運搬費、消耗品費等）、管理費（光熱水費、委託費、修繕料等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 緑花協会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程第2条第1項に、職員の給与の額及びその支給方法については、亀岡市一般職員の給与に関する条例の例によるものとする定められている。しかし、祝日である11月3日（水）の勤務について市とは異なる取扱いをしていた。

今後は市の規定に沿った対応をされたい。

- (イ) 次の規則及び規程において、基準としている市の規則が

現在は廃止されているにもかかわらず、条文に反映されていなかった。

当該規則及び規程の見直しを行われたい。

- a 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則第16条第1項

「亀岡市臨時的任用職員取扱規則第21条第2項に定める日数の年次有給休暇を受けることができる。」

※亀岡市臨時的任用職員取扱規則は令和2年4月1日付で廃止

- b 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程

【別紙－第6条関係】

「公益財団法人亀岡市都市緑花協会非常勤嘱託職員については、亀岡市非常勤職員取扱規則の例によるものとする。」

※亀岡市非常勤職員取扱規則は令和2年4月1日付で廃止

- イ まちづくり推進部都市整備課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、給与の額及び支給方法については亀岡市一般職員の給与に関する条例の例によるものとする定められているにもかかわらず、休日の勤務について条例と異なる対応をしている事例が見受けられた。

今後は市の規定に沿った対応を行うよう、改善指示されたい。

- (イ) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、基準としている市の規則の廃止が反映されていない条文が見受けられた。

当該規則及び規程の見直しを行うよう改善指示されたい。